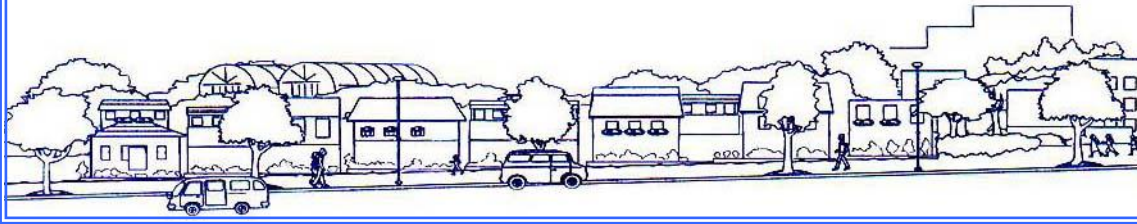


北小岩一丁目東部地区



No.89

2011/7/21

江戸川区土木部

沿川まちづくり課



連絡先：推進第一係

TEL5668-5877

第15回まちづくり懇談会を開催しました

日頃より区政にご理解、ご協力いただき、ありがとうございます。

7月11日（月）午後7時より小岩アーバンプラザで第15回まちづくり懇談会を開催しました。お忙しい中お越しいただきありがとうございました。

今号のまちづくりニュースでは、懇談会の内容である土地区画整理審議会について掲載します。詳細につきましては、まちづくり懇談会でお配りした資料をご覧ください。

選挙期日及び選挙人名簿縦覧期日の公告を行いました

7月19日（火）に選挙期日（投票日）、及び選挙人名簿縦覧の公告を行いました。

○選挙期日（投票日）について 平成23年10月16日（日）

○選挙人名簿の縦覧について

- ・縦覧期間 平成23年8月23日（火）～平成23年9月5日（月） ※期間中、土日も行います
- ・縦覧時間 午前9時～午後5時
- ・縦覧場所 北小岩一丁目東部地区まちづくり事務所（北小岩1-20-7）

土地区画整理審議会の手続き等について

土地区画整理事業を行う際、施行者（江戸川区）の諮問機関として「土地区画整理審議会」を設置します。

定数	10名（地権者8名＋学識経験者2名）
選任方法	地権者：選挙（立候補制） 学識経験者：区長による選任
任期	5年



※土地区画整理審議会は区画整理やスーパー堤防の是非を議論する場ではありません。ご了承ください。

○土地区画整理審議会の権限（抜粋）

審議会の意見を聞かなければならない事項	審議会の同意を得なければ必要な事項
・縦覧に供すべき換地計画の作成	・評価員の選任
・換地計画に関する意見書の審査	・宅地地積の適正化
・換地計画の変更	・借地地積の適正化
・仮換地の指定	・特別の宅地に関する措置

○選挙権および被選挙権について

宅地の所有者または借地権者のみ、選挙権および被選挙権を持っています。

※駐車場や私道等の土地所有者も該当します。

宅地の所有者、借地権者はそれぞれ別に選挙を行います。

裏面に続きます

審議会委員選挙日程

事 項	期 日・期 間	概 要
選挙期日及び選挙人名簿 縦覧期日の公告	平成23年 7月19日(火)	選挙期日(投票日)の決定、及び選挙人名簿縦覧期日の 公告をします。
選挙人名簿作成基準日	平成23年 8月 8日(月)	地区内の宅地について基準日現在、登記のある土地所有 者及び登記または申告のある借地権者の方々が選挙人名 簿に記載されます。 選挙人名簿に記載された方々だけが、選挙権及び被選挙 権を行使することができます。
選挙人名簿縦覧期間及び 異議申し出期間	平成23年 8月23日(火) ～ 平成23年 9月 5日(月)	縦覧時間：午前9時～午後5時 ※土日も行います 縦覧場所：北小岩一丁目東部地区まちづくり事務所 この期間中に選挙人名簿の記載漏れや誤りがある場合 に限り、権利者からの異議申し出を受付けます。
選挙人名簿の確定並びに 選挙する委員数の公告	平成23年 9月22日(木)	選挙人名簿の確定と土地所有者、借地権者別に選挙する 委員の数を公告します。
立候補受付期間	平成23年 9月23日(金) ～ 平成23年10月 2日(日)	受付期間：午前9時～午後5時 ※土日も行います 受付場所：北小岩一丁目東部地区まちづくり事務所 審議会委員に立候補される方、又は他の権利者を立候補 として推薦される方は、「立候補届」又は「候補者推薦届」 及び「候補者推薦届承諾書」を提出してください。
候補者の氏名・住所並びに 選挙場等の公告(投票を行わな い場合はその旨の公告)	平成23年10月 6日(木)	候補者の氏名・住所、選挙場・投票時間・開票日時を公 告します。 <u>(立候補数が、定数内の時は投票が行われません。)</u>
投票・開票の日時・場所	平成23年10月16日(日)	投票時間：午前9時～午後5時 開票時間：午後5時30分から 選 挙 場・北小岩一丁目東部地区まちづくり事務所
当選人の住所・氏名の公告、 通知	平成23年10月21日(金)	当選の効力は公告があった日から生じます。

○申告書類の提出について

土地区画整理審議会の選挙権、被選挙権を得るためには、以下の日までに、権利の申告が必要になります。

「借地権申告書」
「相続届出書」



8月7日(日)(選挙人名簿作成基準日の前日)まで
※8月7日(日)は午前9時～午後5時まで事務所を開庁します。

「代表者選任通知書」



※共有地の場合、代表者が選任されてい
なければ権利を行使することができません。

審議会委員に立候補する場合 : 10月2日(日)まで
投票する場合 : 10月16日(日)まで

※なお、選挙人を確定させるために、選挙人名簿作成基準日(8月8日)から名簿縦覧期間の前日(8月22日)までは、申告や届出等について受理できませんのでご了承ください。

<お問い合わせ先>ご意見・ご質問はこちらまで

えんせん

沿川まちづくり課推進第一係

北小岩一丁目東部地区まちづくり事務所 TEL 5668-5877

※お電話は平日午前8時30分から午後5時までの間をお願いします。

【URL】 <http://www.city.edogawa.tokyo.jp/gyosei/toshikeikaku/machidukurijoho/index.html>

